

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年6月6日 11時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大津港東南東方沖（琵琶湖南部） なぎさ公園四等三角点から真方位096°510m付近 （概位 北緯35°00.5′ 東経135°52.9′）
事故の概要	プレジャーボート ^{レンジャー} RANGER492V ^{フイエス} Sは、漂流中、また、プレジャーボート ^{こぼやし} 小林丸153は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート RANGER492VS、5トン未満（長さ5.89m） 253-14299滋賀、個人所有 B プレジャーボート 小林丸153、0.4トン 253-31013滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船尾部外板に擦過傷 B 船首船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を西方に向けて船外機を停止し、操縦席に腰を掛け船首方を向いて釣りをしながら漂流中、船尾方からエンジン音が聞こえるので振り返ったところ、至近に接近するB船に気付いたものの、どうすることもできず、A船の船尾部とB船の船首船底部とが衝突した。 船長Aは、接近する他船が漂流中のA船を避けて通過すると思い、釣りをしながら漂流を続け、B船の接近に気付くのが遅れたと思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り場に向けて約15km/hの対地速度により、船首浮上により船首方に約10°の死角が生じた状態で、船尾部で船外機を操作しながら西進中、A船と衝突した。 船長Bは、発進する際、前路に他船を見掛けなかったため、航行の支障となる船舶がないと思い、釣り場への最短ルートで航行する目的で同じ針路及び速度で航行していた。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、接近する他船が漂流中のA船を避けて通過すると思い、釣りをしながら漂流を続けたことから、B船に気

	<p>付くのが遅れ、至近に迫ったB船との衝突を避ける措置を採ることができないまま衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首浮上により船首方に死角が生じていた状態で西進中、船長Bが、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が西進中、船長Aが、釣りをを行いながら漂流を続け、また、船長Bが、船首浮上により船首方に死角が生じていた状態で同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの船長は、漂流中、航行する他船が避けて通過してくれると思わず、常に周囲の状況を確認しておくこと。また、接近する他船を認めた場合は、機関を使用して移動するなど、余裕がある時機に衝突を避けるための措置をとること。 ・プレジャーボートの船長は、船首方に死角が生じていることを承知している場合は、前路に他船がないと思わず、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。